

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

硝子・建材製造に関わる技術・品質・工程情報を取引先と共有し、生産性向上と安定供給に努めます。

b. IT 実装支援

デジタル技術（DX）の活用により、受発注・生産管理・品質管理等の効率化を取引先と連携して進めます。

c. 専門人材マッチング

技術力やノウハウの相互活用を通じ、製品品質の向上及び新たな付加価値創出を図ります。

d. グリーン化の取組

当社は、硝子・建材製造業として環境負荷低減の重要性を認識し、環境に配慮した事業活動を推進します。

省エネルギー設備の導入や生産工程の効率化、廃棄物削減・リサイクルの推進に取り組むと共に、取引先と連携し、サプライチェーン全体での脱炭素・環境負荷低減に努めます。

e. 健康経営に関する取組

当社は、従業員が安全で健康に働くことが企業の持続的成長の基盤であると考え、健康経営を推進します。

労働安全衛生の徹底、職場環境の改善、長時間労働の抑制および心身の健康保持・増進に取り組み、働きがいのある職場づくりを進めます。

f. BCP/事業継続

当社は、自然災害や感染症等の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）の整備・見直しを継続的に行います。

製品の安定供給責任を果たすため、取引先との連携強化、情報共有体制の構築および早期復旧体制の確立に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月13日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

浜新硝子株式会社

企 業 名

代表取締役社長 過能史光

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。